

熊本市上下水道局給水装置工事設計施工基準 令和6年度改訂新旧表

令和7年(2025年)4月1日適用

ページ	項	区分	新	旧					
P3-3	3.6	修正	<p>工事を申し込み、工事の承認後に下記の内容による変更が生じた場合は、施工前に申請変更を行うこと。また、工事が中止になった場合は、その旨、上下水道局に届け出ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取出し位置の1m以上の変更</li> <li>・ メーター位置の1m以上の変更</li> <li>・ 水栓数の増加</li> <li>・ 指定工事事業者の変更</li> <li>・ 給水方式の変更</li> </ul>	<p>工事を申し込み、工事の承認後に工事中止又は設計変更及び指定工事事業者の変更等が生じた場合は、遅滞なく各申請手続きを行うこと。ただし、軽微な変更に関しては除く</p>					
P4-2	4.3	修正	<p>2. 道路部分の給水管は、口径40ミリメートル以下はポリエチレン被覆管、口径50ミリメートルはポリエチレン被覆管・水道配水用ポリエチレン管、口径75ミリメートル以上口径100ミリメートル以下はダクタイル鋳鉄管（耐震継手）・水道配水用ポリエチレン管、口径150ミリメートル以上はダクタイル鋳鉄管（耐震継手）を使用しなければならない。ただし管理者が、やむを得ないと認めるときはこの限りではない。</p>	<p>2. 道路部分の給水管は、口径40ミリメートル以下はポリエチレン被覆管、口径50ミリメートルはポリエチレン被覆管・水道配水用ポリエチレン管、口径75ミリメートル以上はダクタイル鋳鉄管（耐震継手）を使用しなければならない。ただし管理者が、やむを得ないと認めるときはこの限りではない。</p>					
P8-1	8.1	修正	<p>「共同住宅」とは受水槽を設置して給水を受ける住宅で、世帯単位で独立して生計を営み、専ら住居として使用するものとする。ただし、事務所、店舗、寄宿舎、寮等と併用しているものを除く。</p>	<p>「共同住宅」とは3階建て以上の受水槽式給水の建築物で、世帯単位で独立して生計を営み住居として給水を受ける住宅をいい、事務所、店舗等を含む併用住宅及び寮は除く。</p>					
	8.2.1	修正	<p>(2) 設置した局メーターを検針し、当該共同住宅の総使用水量をその使用戸数で除して得た水量を基礎とし、各戸ごとの基礎水量を一般用メーター口径20ミリメートルの規定を適用して算出した額の合計額を徴収する。（以下「共同住宅適用料金」という。）</p>	<p>(2) 設置した局メーターを検針し、当該共同住宅の総使用水量をその戸数で除して得た水量を基礎とし、各戸ごとの基礎水量を一般用メーター口径20ミリメートルの規定を適用して算出した額の合計額を徴収する。（以下「共同住宅適用料金」という。）</p>					
		追加	<p>(3) 住居以外で共同住宅適用料金の対象とする施設は表8-1とする。</p> <table border="1" data-bbox="460 982 1380 1239"> <thead> <tr> <th colspan="2">共同住宅適用料金の対象とする施設</th> </tr> <tr> <th>居住者が共用で使用するもの</th> <th>居住者のためのもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集会場</li> <li>・ 各階散水栓</li> <li>・ トレーニングルーム</li> <li>・ ラウンジ</li> <li>・ 共用トイレ</li> <li>・ 談話室</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理人室</li> <li>※管理会社の事務所を兼ねないもの</li> <li>・ ゲストルーム</li> <li>・ 消火補給水</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	共同住宅適用料金の対象とする施設		居住者が共用で使用するもの	居住者のためのもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集会場</li> <li>・ 各階散水栓</li> <li>・ トレーニングルーム</li> <li>・ ラウンジ</li> <li>・ 共用トイレ</li> <li>・ 談話室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理人室</li> <li>※管理会社の事務所を兼ねないもの</li> <li>・ ゲストルーム</li> <li>・ 消火補給水</li> </ul>
共同住宅適用料金の対象とする施設									
居住者が共用で使用するもの	居住者のためのもの								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集会場</li> <li>・ 各階散水栓</li> <li>・ トレーニングルーム</li> <li>・ ラウンジ</li> <li>・ 共用トイレ</li> <li>・ 談話室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理人室</li> <li>※管理会社の事務所を兼ねないもの</li> <li>・ ゲストルーム</li> <li>・ 消火補給水</li> </ul>								
P9-3	9.4.8	修正	<p>4. 各戸への減圧弁の設置は、流入圧力が水道設計指針による水撃圧を加え1.0Mpaを越える場合は各戸メーターの上流側、それ以外の箇所では設置する場合は上流又は下流側を問わない。</p>	<p>4. 各戸への流入圧力が適正圧力を越える場合は、各戸メーターの上流又は下流側に減圧弁を設置すること。</p>					
P10-1	10.2	修正	<p>(1) 水道施設（無償譲渡）工事 開発行為等による水道施設（無償譲渡）工事は、水道施設設置後に配水管として管理者に譲渡される工事であり、上下水道工事共通仕様書（水道編）および上下水道工事施工管理基準（水道編）並びに水道標準構造図の最新版に基づき施工するものとする。なお、施設設置にかかる費用負担については、当該工事を施工しようとする者の負担とする。</p>	<p>(1) 水道施設（無償譲渡）工事 開発行為等による水道施設（無償譲渡）工事は、水道施設設置後に配水管として管理者に譲渡される工事であり、熊本市上下水道局水道工事共通仕様書および水道工事施工管理基準に基づき施工するものとする。なお、施設設置にかかる費用負担については、当該工事を施工しようとする者の負担とする。</p>					

4. 16 給水装置指定材料一覧表

新

管種	名称	規格	使用可能口径	備考	
給水管	水道用ダクタイル鋳鉄管(DCIP) (内面エポキシ樹脂粉末塗装 JWWA k 139)	JWWA G 113	K形75~	1,3種管	
	* NS形ダクタイル鋳鉄管(DCIP) * (内面エポキシ樹脂粉末塗装 JWWA k 139)	JWWA G 113	NS形 75~250	1,2種管	
	GX形ダクタイル鋳鉄管(DCIP) (内面エポキシ樹脂粉末塗装 JWWA K 139)	JWWA G 120	GX形 75~250	S種管	
	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管(SGP,VB,VD)	JWWA K 116	15A~150A		
	水道用ポリエチレン粉末ライニング鋼管(SGP,PB,PD)	JWWA K 132	15A~100A		
	水道用ポリエチレン管(PP)	JIS K 6762	13~25	1種2層管	
	* 水道用ポリエチレン被覆管(PO)	JIS K 6762準拠	20~50		
	* 水道配水用ポリエチレン管(HIP)	JWWA K 144	50~		
	水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管(HIVP)	JIS K 6742	16~50	* 宅地内の仕切弁以下に限る	
	水道用ゴム輪型耐衝撃性硬質塩化ビニル管	JWWA K 129	75~150	* 宅地内の仕切弁以下に限る	
異形管	水道用ダクタイル鋳鉄異形管 (内面エポキシ樹脂粉末塗装 JWWA K 139)	JWWA G 114 JIS G 5527 JWWA G 115 JWWA G 121	K形75~  NS形75~250 GX形 75~250		
	継手	GX形ダクタイル鋳鉄管接合管	JWWA G 121	GX形 75~250	(P-リンク、G-リンク)
		水道用ライニング鋼管用ねじ込み式 管端防食継手	JWWA K 150 JPF MP 003	15A~150A	管端防食継手
		水道用ポリエチレン管金属継手	JWWA B 116 JIS K 6763	13~50	1種管
水道配水用ポリエチレン継手		JWWA K 145	50~		
水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管継手		JIS K 6743	16~50	バルブソケットを除く	
水道用ゴム輪型耐衝撃性硬質塩化ビニル管継手	JWWA K 130	75~150			
弁栓類	水道用ダクタイル鋳鉄仕切弁 (内面エポキシ樹脂粉末塗装 JWWA k 139)	JWWA B 122 JIS B 2062	75~	右回し閉	
	ソフトシール弁	JWWA B 120	75~	右回し閉	
	GX形ソフトシール仕切弁	両受式JDPA G1049 受挿式JDPA G1049(準拠)	75~	内面粉体塗装、外面耐食塗装 右回し閉	
	埋設用青銅仕切弁	JIS B 2011(準拠品)	25~50	青銅丸ハンドル型(1.0MPa用) 仕切弁キャップ型(防火水櫃用)	
	水道用サドル付分水栓	JWWA B 117	40~300	分岐口径20~50	
	ボール式(A形)、平行おねじ(G)			40×25、75×50(JWWA B 117準拠)	
	水道配水用ポリエチレン管サドル付分水栓	PTC	50~150	分岐口径20~50	
	ボール式(A形)、平行おねじ(G)	B20(鋳鉄サドル付分水栓)			
	不断水用割丁字管	管理者が指定するもの	75~300	分岐口径75~	
	副弁付メーターユニット	管理者が指定するもの	13, 20		
	メーターユニット	管理者が指定するもの	13, 20		
	ボール止水栓(外ねじ型)	JWWA B 108	13~25	(1.0MPa)	
	伸縮止水栓(外ねじ型)	管理者が指定するもの	13~50	リングバルブ熊本市型	
	止水栓ユニオン	管理者が指定するもの	13~50	熊本市型	
	メーターユニオン(逆止弁内蔵)	管理者が指定するもの	13~40	熊本市型	
	空気弁	JIS B 2063	13~		
	地下式消火栓(補修弁一体型)	JWWA B 103(準拠品)		熊本市型(ホース口ねじ式)	
	水道用補修弁(レバー式)	JWWA B 126	75~150		
	ボックス類	メーターボックス(保護室)	管理者が指定するもの		第5章参照
止水栓ボックス(鋳鉄製)		管理者が指定するもの	13~25(宅地内用)	熊本市型	
仕切弁ボックス(ダクタイル鋳鉄製)		局仕様書に準ずる	13~(道路部用)	熊本市型	
消火栓ボックス(ダクタイル鋳鉄製)		局仕様書に準ずる		熊本市型	
仕切弁用保護枠		局仕様書に準ずる		熊本市型	
消火栓用保護枠		局仕様書に準ずる		熊本市型	
その他	上水用フランジ	JIS G 5527	50A 75A~150A	上水用フランジ オスネジ付(逆流防止弁付)	
	伸縮継手	管理者が指定するもの	15A~50A	異種管用	

給水管枠内の\*については、サドル分水栓~止水栓~メーターユニットまでの基本的管種とする。

(注) (1) 「JIS」は日本産業規格、「JWWA」は日本水道協会規格、「JDPA」は日本ダクタイル鋳鉄協会規格、

「JPF」は鉄管継手協会規格、「PTC」は配水用ポリエチレンパイプシステム協会規格を示す。

(2) 給水管の管種の設定に当たっては、道路管理者の占有条件がある場合は、その指示による。

(3) 水道用ダクタイル鋳鉄管の継手に使用するボルトナットは耐蝕性のものを使用すること。

4. 16 給水装置指定材料一覧表

旧

管種	名称	規格	使用可能口径	備考	
給水管	水道用ダクタイル鋳鉄管(DCIP) (内面エポキシ樹脂粉末塗装 JWWA k 139)	JWWA G 113	K形75~	1,3種管	
	* NS形ダクタイル鋳鉄管(DCIP) * (内面エポキシ樹脂粉末塗装 JWWA k 139)	JWWA G 113	NS形 75~250	1,2種管	
	GX形ダクタイル鋳鉄管(DCIP) (内面エポキシ樹脂粉末塗装 JWWA K 139)	JWWA G 120	GX形 75~250	S種管	
	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管(SGP,VB,VD)	JWWA K 116	15A~150A		
	水道用ポリエチレン粉末ライニング鋼管(SGP,PB,PD)	JWWA K 132	15A~100A		
	水道用ポリエチレン管(PP)	JIS K 6762	13~25	1種2層管	
	* 水道用ポリエチレン被覆管(PO)	JIS K 6762準拠	20~50		
	* 水道配水用ポリエチレン管(HIP)	JWWA K 144	50~		
	水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管(HIVP)	JIS K 6742	16~50	* 宅地内の仕切弁以下に限る	
	水道用ゴム輪型耐衝撃性硬質塩化ビニル管	JWWA K 129	75~150	* 宅地内の仕切弁以下に限る	
異形管	水道用ダクタイル鋳鉄異形管 (内面エポキシ樹脂粉末塗装 JWWA K 139)	JWWA G 114 JIS G 5527 JWWA G 115 JWWA G 121	K形75~  NS形75~250 GX形 75~250		
	継手	GX形ダクタイル鋳鉄管接合管	JWWA G 121	GX形 75~250	(P-リンク、G-リンク)
		水道用ライニング鋼管用ねじ込み式 管端防食継手	JWWA K 150 JPF MP 003	15A~150A	管端防食継手
		水道用ポリエチレン管金属継手	JWWA B 116 JIS K 6763	13~50	1種管
水道配水用ポリエチレン継手		JWWA K 145	50~		
水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管継手		JIS K 6743	16~50	バルブソケットを除く	
水道用ゴム輪型耐衝撃性硬質塩化ビニル管継手	JWWA K 130	75~150			
弁栓類	水道用ダクタイル鋳鉄仕切弁 (内面エポキシ樹脂粉末塗装 JWWA k 139)	JWWA B 122 JIS B 2062	75~	右回し閉	
	ソフトシール弁	JWWA B 120	75~	右回し閉	
	GX形ソフトシール仕切弁	両受式JDPA G1049 受挿式JDPA G1049(準拠)	75~	内面粉体塗装、外面耐食塗装 右回し閉	
	埋設用青銅仕切弁	JIS B 2011(準拠品)	25~50	青銅丸ハンドル型(1.0MPa用) 仕切弁キャップ型(防火水櫃用)	
	水道用サドル付分水栓	JWWA B 117	40~300	分岐口径20~50	
	ボール式(A形)、平行おねじ(G)			40×25、75×50(JWWA B 117準拠)	
	水道配水用ポリエチレン管サドル付分水栓	PTC	50~150	分岐口径20~50	
	ボール式(A形)、平行おねじ(G)	B20(鋳鉄サドル付分水栓)			
	不断水用割丁字管	管理者が指定するもの	75~300	分岐口径75~	
	副弁付メーターユニット	管理者が指定するもの	13, 20		
	メーターユニット	管理者が指定するもの	13, 20		
	ボール止水栓(外ねじ型)	JWWA B 108	13~25	(1.0MPa)	
	伸縮止水栓(外ねじ型)	管理者が指定するもの	13~50	リングバルブ熊本市型	
	止水栓ユニオン	管理者が指定するもの	13~50	熊本市型	
	メーターユニオン(逆止弁内蔵)	管理者が指定するもの	13~40	熊本市型	
	空気弁	JIS B 2063	13~		
	地下式消火栓(補修弁一体型)	JWWA B 103(準拠品)		熊本市型(ホース口ねじ式)	
	水道用補修弁(レバー式)	JWWA B 126	75~150		
	ボックス類	メーターボックス(保護室)	管理者が指定するもの		第5章参照
止水栓ボックス(鋳鉄製)		管理者が指定するもの	13~25(宅地内用)	熊本市型	
仕切弁ボックス(ダクタイル鋳鉄製)		局仕様書に準ずる	13~(道路部用)	熊本市型	
消火栓ボックス(ダクタイル鋳鉄製)		局仕様書に準ずる		熊本市型	
仕切弁用保護枠		局仕様書に準ずる		熊本市型	
消火栓用保護枠		局仕様書に準ずる		熊本市型	
その他	上水用フランジ	JIS G 5527	50A 75A~150A	上水用フランジ オスネジ付(逆流防止弁付)	
	伸縮継手	管理者が指定するもの	15A~50A	異種管用	

給水管枠内の\*については、サドル分水栓~止水栓~メーターユニットまでの基本的管種とする。

(注) (1) 「JIS」は日本工業規格、「JWWA」は日本水道協会規格、「JDPA」は日本ダクタイル鋳鉄協会規格、

「JPF」は鉄管継手協会規格、「PTC」は配水用ポリエチレンパイプシステム協会規格を示す。

(2) 給水管の管種の設定に当たっては、道路管理者の占有条件がある場合は、その指示による。

(3) 水道用ダクタイル鋳鉄管の継手に使用するボルトナットは耐蝕性のものを使用すること。